

千曲選告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)、第75条第1項(監査の請求)、第76条第1項(議会の解散の請求)、第80条第1項(議員の解職の請求)、第81条第1項(長の解職の請求)及び第86条第1項(主要公務員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項(委員の解職の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第4条第1項(合併協議会設置の請求)及び第4条第11項(合併協議会設置協議の請求)の規定により、請求することができる場合の選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数又は3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項の規定による選挙権を有する者の 総数の50分の1の数
990人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数
8,247人
- 3 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数
16,494人

令和8年3月2日

千曲市選挙管理委員会
委員長 中村秋博